



住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成 23 年 3 月 30 日)

年金信託部

この度の東北地方太平洋沖地震における被災地域の委託者様、並びに被災地域にお住まいの加入者・受給者の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

東北地方太平洋沖地震に関する厚生労働省の通知発出について(企業年金関係)

東北地方太平洋沖地震に関して、厚生労働省から平成 23 年 3 月 29 日付けで以下の通知が発出されました。

- ①『[東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について](#)』(年企発 0329 第 2 号)
- ②『[平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について](#)』(年企発 0329 第 1 号)

以下では、これらの通知の概要等についてご案内申し上げます。

通知①の概要等

- ・主に、東北地方太平洋沖地震に係る厚年基金・国年基金の事務処理(掛金等の納付期限延長・納付猶予、規約変更に伴う認可申請等、年金等の請求手続き)について定めるもの。
- ・通知において定められる厚生年金基金、確定給付企業年金<DB>、確定拠出年金<DC>に係る事務処理の主な内容は以下のとおり。

| 対象制度 | 項目 | 内容 |
|------|--------------|---|
| 厚年基金 | ①対象地域 | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地のある設立事業所。 |
| | ②延長後の納付期限 | 厚年保険本体の延長後の納付期限が厚労省告示で定められた後に、別途、厚労省より連絡される。 |
| | ③延長の対象となる掛金等 | 災害の発生した日(平成 23 年 3 月 11 日)から延長後の納付期限の前日までの間に納付期限が到来する掛金等を対象とする。 |
| | ④納付期限延長の周知 | 納付期限延長措置を講じた場合、「お知らせ」(*)を納入告知書に同封するなど対象事業主等に周知する。 (*)通知に例が添付されている。 |
| | ⑤督促状の送付 | 納付期限が延長された掛金等に係る督促状は、納付期限延長の期間内は送付しない。 |
| | 掛金等の納付猶予 | ①被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)に所在地がない設立事業所でも災害により事業主が相当な損失を受けたときは、事業主の申請に基づき掛金等の納付を 1 年以内に限り猶予する事ができる。 ②延長後の納付期限内に納付する事ができないと認められるときは、納付者の申請に基づき掛金等の納付を 1 年以内に限り猶予する事ができる。 |

| 対象制度 | 項目 | 内容 |
|------------------|--------------|--|
| 厚生基金 DB | 規約変更に伴う認可申請等 | 規約変更について、代議員会の開催が困難な場合、理事長専決により行うことも差し支えない。ただし、次回の代議員会で必ず専決内容の報告を行うこと。 |
| 厚生基金 DB DC | 年金等の請求手続き | 被災地域に住所地を有する加入員等に係る年金等の裁定請求は、添付書類等の簡略化など弾力的に取り扱うこと。 |

通知②の概要等

- ・東北地方太平洋沖地震による災害が特定非常災害に指定されたことにより、その被害者が法令上の義務を期限内に履行しなかった場合であっても、平成23年6月30日までにこの義務を履行した場合は、刑事上・行政上の責任が免責される旨を周知するもの。
- ・企業年金制度の場合、例えば、次のような義務について上記の免責措置が適用される。（詳細は、通知に添付された〈参考〉をご参照ください。）
 - 【厚生年金基金】 代議員会の招集、業務報告書の提出、運用報告書の提出、予算の届出 等
 - 【確定給付企業年金】 代議員会の招集、事業報告書の提出 等
 - 【確定拠出年金】 企業型実施事業主の掛金納付、業務報告書の提出 等
- ・なお、厚労省からは、当該通知に関して、「通知に添付された〈参考〉には、免責措置の対象となる義務として、法令で義務付けられたものを記載しているが、〈参考〉に記載されていないもの（例：通知で義務付けられたもの）でも免責措置を適用できる可能性があるため、この地震による災害によって履行できない場合には、必要に応じて、個別に地方厚生局に相談していただきたい。」とのコメントがありましたので合わせてご案内申し上げます。

以上